

# 福岡県公報

平成27年1月20日  
第3661号

## 目次

### 告示(第26号・第27号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	1
<b>公 告</b>		
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	2
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	2
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	2
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課)	8

## 告 示

### 福岡県告示第26号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)以外に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和43年8月5日農林省告示第1145号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第27号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する要措置区域

宗像市赤間駅前二丁目472番5の一部

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合し

ていない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（土壌汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄）

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社エコひろなか

(2) 所在地

北九州市若松区響町一丁目86番地の3

(3) 代表者

代表取締役 弘中 栄一

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成27年1月5日

4 処分の理由

事業者が、平成26年11月21日午後2時、福岡地方裁判所小倉支部から破産手続開始

の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため。

公告

次の加入区において平成23年1月福岡県告示第117号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成27年1月17日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小 川 洋

加入区の名称 東宮永加入区

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成26年12月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社稲友建設	田川郡川崎町大字池尻5番地の1	嶋村 賢児	平成26年4月21日 福岡県知事許可（般-26） 第92571号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年12月30日から平成27年1月13日までの15日間

4 処分の原因となった事実

有限会社稲友建設は、公共工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して主任技術者を配置しなかった。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年12月19日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社千代丸造園	北九州市小倉南区重住2-6-1	千代丸 英敏	平成24年8月7日 福岡県知事許可（般-24） 第17298号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年1月2日から平成27年1月8日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社千代丸造園は、公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人KATT ASIA

(2) 代表者の氏名

江上 猛

(3) 主たる事務所の所在地  
筑後市大字前津2405番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、武術、スポーツ、トレーニングを主体とする健康増進に関する事業を行い、地域住民の健康づくりとスポーツの振興に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人堀と自然を守る会

(2) 代表者の氏名

山口 佐利

(3) 主たる事務所の所在地

三潞郡大木町八町牟田255番1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑後地方に張り巡らされている掘割地帯の地域住民及び行政に対して、堀再生に関する啓発事業を行い、住民と行政が協働して「堀再生活動」を行うことを通して、美しく自然豊かな環境を未来につなぐとともに、住民の郷土愛を育みまちづくりに寄与することを目的とする。

### 公告

三橋南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
高橋 安勝	柳川市三橋町垂見972番地
秋原 一義	柳川市三橋町棚町898番地2
津留 義治	柳川市三橋町棚町236番地
松石 洋城	柳川市三橋町五拾町352番地
山田 正己	柳川市三橋町五拾町306番地1
中村 洋	柳川市三橋町棚町1073番地
末松 功	柳川市三橋町棚町646番地1
大坪 耕逸	柳川市三橋町棚町48番地1
森 福美	柳川市三橋町白鳥441番地1
白鳥 繁行	柳川市三橋町白鳥198番地1
小柳 茂治	柳川市三橋町白鳥548番地1
大橋 儀次	柳川市三橋町垂見821番地1
古賀 貞己	柳川市三橋町垂見455番地3
山田 弘	柳川市三橋町垂見851番地4
大橋 一男	柳川市三橋町垂見957番地1
森 榮治	柳川市三橋町垂見1370番地
森 壽昭	柳川市三橋町垂見1884番地3
中野 正信	柳川市三橋町垂見1808番地

2 退任監事

氏名	住所
松石 福治	柳川市三橋町棚町947番地1
河口 正人	柳川市三橋町白鳥339番地1

古賀 啓二	柳川市三橋町垂見462番地 2
-------	-----------------

## 3 就任理事

氏 名	住 所
高橋 安勝	柳川市三橋町垂見972番地
津留 義治	柳川市三橋町棚町236番地
末松 功	柳川市三橋町棚町646番地 1
山田 耕士	柳川市三橋町五拾町292番地 1
菊次 友秀	柳川市三橋町五拾町402番地
原田 一三	柳川市三橋町棚町816番地
木下 秀昭	柳川市三橋町棚町875番地 1
大坪 耕逸	柳川市三橋町棚町48番地 1
森 福美	柳川市三橋町白鳥441番地 1
松藤 満喜	柳川市三橋町垂見1569番地 1
小柳 茂治	柳川市三橋町白鳥548番地 1
大橋 儀次	柳川市三橋町垂見821番地 1
古賀 貞己	柳川市三橋町垂見455番地 3
内田 信好	柳川市三橋町垂見370番地
大橋 一男	柳川市三橋町垂見957番地 1
森 榮治	柳川市三橋町垂見1370番地
高橋 道夫	柳川市三橋町垂見1289番地
稲又 末雄	柳川市三橋町垂見2098番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
山田 義彦	柳川市三橋町五拾町312番地
河口 正人	柳川市三橋町白鳥339番地 1
古賀 啓二	柳川市三橋町垂見462番地 2

## 公告

山門郡三橋・瀬高土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良

法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年 1月20日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 退任理事

氏 名	住 所
久保 泰道	柳川市三橋町百町205番地 1
富安 正光	柳川市三橋町新村266番地
大木 忠義	みやま市瀬高町上庄1277番地
新開 連	柳川市三橋町中山279番地 1
新開 榮	柳川市三橋町中山31番地
橋本 喜作	柳川市三橋町中山1122番地 4
島添 昭次	柳川市三橋町新村309番地
川口 行男	柳川市三橋町久末419番地 3
藤丸 喜久雄	柳川市三橋町久末1248番地 1
式 一徳	柳川市三橋町久末978番地 2
目野 一男	柳川市三橋町百町738番地 1
藤丸 司	柳川市三橋町百町1379番地 2
石橋 忠行	柳川市三橋町百町1663番地
藤丸 福實	柳川市三橋町正行373番地
田中 光治郎	みやま市瀬高町上庄897番地
重富 邦之	みやま市瀬高町上庄683番地
森田 昭治	みやま市瀬高町上庄1630番地
龍 勝善	柳川市三橋町蒲船津393番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
山田 定美	柳川市三橋町久末154番地 1
中山 儀一郎	柳川市三橋町百町1211番地 1
原 義道	みやま市瀬高町本郷133番地

## 3 就任理事

氏名	住所
久保 泰道	柳川市三橋町百町205番地1
富安 正光	柳川市三橋町新村266番地
森田 昭治	みやま市瀬高町上庄1630番地
川嶋 守	柳川市三橋町中山514番地1
新開 榮	柳川市三橋町中山31番地
橋本 喜作	柳川市三橋町中山1122番地4
島添 一憲	柳川市三橋町新村232番地1
川口 行男	柳川市三橋町久末419番地3
藤丸 喜久雄	柳川市三橋町久末1248番地1
式 一徳	柳川市三橋町久末978番地2
目野 一男	柳川市三橋町百町738番地1
藤丸 司	柳川市三橋町百町1379番地2
石橋 忠行	柳川市三橋町百町1663番地
橋本 幹男	柳川市三橋町正行269番地2
高巢 弘毅	柳川市三橋町五拾町392番地2
金子 正寿	みやま市瀬高町上庄646番地1
野田 英治	みやま市瀬高町上庄1100番地
龍 勝善	柳川市三橋町蒲船津393番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
山田 定美	柳川市三橋町久末154番地1
中山 儀一郎	柳川市三橋町百町1211番地1
原 義道	みやま市瀬高町本郷133番地

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社赤ちゃん本舗	G. L. O. 飯塚店1番館 飯塚市大字目尾字小呉竹395-15、395-17、395-20

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成26年12月26日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 スポーツデポ太宰府インター店
  - 所在地 大野城市御笠川二丁目18番4号ほか
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No.1 (店舗北側正面駐車場)	37台	駐車場No.1 (店舗北側正面駐車場)	37台
駐車場No.2 (店舗屋上駐車場)	159台	駐車場No.2 (店舗屋上駐車場)	159台
駐車場No.3 (店舗南側平面駐車場)	15台	駐車場No.3 (店舗南側平面駐車場)	5台
駐車場No.4 (敷地西側隔地駐車場)	22台	—	—

合計	233台	合計	201台
----	------	----	------

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
4	店舗北東側及び北西側 店舗南西側 敷地西側隔地駐車場南側	3	店舗北東側及び北西側 店舗南西側

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人孤立防止センター

(2) 代表者の氏名

速水 靖夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅東二丁目11番22-701号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、孤立死の発生が予想される場合において、緊急時の対応として、その安否確認及び孤立死の実態に関する調査・研究事業を行うとともに、よろず相談窓口及び出前講座ないしセミナーの企画・運営等孤立死の不安を抱えている者のみ

ならず、周囲の地域や住民の方々に対しても孤立死への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、孤立死の発生を未然に防止し、地域における高齢者等地域福祉の増進ひいては地域における人と人とのつながり（絆）、すなわち地域コミュニティの再生（まちづくり）に寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人田川ブランドラボ

(2) 代表者の氏名

金子 和智

(3) 主たる事務所の所在地

田川市大字夏吉2849番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、田川地域の魅力を全国の人々に広く発信し、地域資源を活かしたまちおこし活動を通して、田川地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市福童字町364番1及び364番3から364番8まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号  
一建設 株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

**公告**

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年1月20日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営土師住宅	嘉穂郡桂川町	3,000円	9,000円	平成27年1月5日